

販路開拓支援助成事業のお知らせ

福生市商工会では、市内事業者が販路拡大等の目的でビジネスマッチングの場(以下「展示会等」という。)での掲示物、自社または新商品のPR動画等の作成物の一部を助成します。

助成内容については、下記のとおりです。

対象期間	令和6年5月1日から令和7年2月28日まで
助成対象	(1)一般公開されている国内の展示会等(販売のみを目的とするものは除く)の出展経費(事務用品・小間料は除く) (2)展示会等での掲示物の製作や配布物 (3)新商品サンプル品の製作費用 (4)自社または新商品の販路開拓のためのPR動画作成費用 (5)ホームページ制作費用、ホームページ改修費用
申請要件	本事業の対象者は、以下の要件を全て満たしていることとします (1)福生市内で事業を営んでいる小規模事業者・中小企業 (2)福生市内において事業を営んでいることが確認できる資料(確定申告書、決算書の写し、開業届など)を提示できる事業所 (3)同一の内容で国・都道府県・市町村・行政関連団体等からの助成を受けていないこと(受けないこと) (4)助成決定前に申請にかかる販路開拓事業を実施していないこと (5)当会の『福生市よろず相談支援事業』にて1回以上の経営相談を実施された事業所もしくは伴走型支援事業で販路開拓が必要とされた事業所 ※その他の要件は販路開拓支援助成事業要綱をご確認ください。
助成内容	・小規模事業者は対象経費の4分の3以内(消費税除く。千円未満は切捨て) ・中小企業は対象経費の3分の2以内(消費税除く。千円未満は切捨て)
助成限度額	20万円(一事業者)
申請方法	<販路開拓事業の事前申請> 助成決定前に販路開拓事業を実施していた場合は、対象外となります。
申請書類	・申請書 ・展示会等の申込案内などを添付※動画作成のみの場合には不要です。 ・福生市内で事業を営んでいることが確認できる資料(確定申告書、開業届など)※原則として商工会会員事業所は不要です
実績報告	受講終了後、所定の実績報告書を提出
交付方法	実績報告書提出後、報告内容を確認したうえで交付を確定し、指定口座へ振り込みいたします。
その他	○展示会等の小間料が発生する場合には、展示会出展助成事業も併せて申請ができます。 ○詳細につきましては、商工会で配布する「販路開拓支援助成事業実施要綱」を参照してください。 ○本助成金の交付確定後、申請要件に該当しない事実又は不正等が発覚した場合は、交付決定を取消し、助成金の返還を求めます。

助成予定額が事業予算額に到達した時点で申込受付は終了いたします。

<問い合わせ先>

福生市商工会

担当:小山

Tel042-551-2927